

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第4646230号
(P4646230)

(45) 発行日 平成23年3月9日(2011.3.9)

(24) 登録日 平成22年12月17日(2010.12.17)

(51) Int.Cl. F 1
A 6 1 F 13/15 (2006.01) A 6 1 F 13/18 3 4 0
A 6 1 F 13/472 (2006.01)

請求項の数 6 (全 10 頁)

(21) 出願番号	特願2005-304847 (P2005-304847)	(73) 特許権者	000000918
(22) 出願日	平成17年10月19日(2005.10.19)		花王株式会社
(65) 公開番号	特開2007-111194 (P2007-111194A)		東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1
(43) 公開日	平成19年5月10日(2007.5.10)		〇号
審査請求日	平成20年8月8日(2008.8.8)	(74) 代理人	100110319
			弁理士 根本 恵司
		(74) 代理人	100106806
			弁理士 三谷 浩
		(74) 代理人	100099472
			弁理士 杉山 猛
		(72) 発明者	村井 淳
			栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株 株式会社研究所内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 陰唇間パッド

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

表面シート、裏面シート及び両シート間に介在された吸収体を備え、
 前記表面シートの肌当接面と裏面シートの非肌当接面がその横断方向中央部で表裏反転自在な断面二つ折り状に形状した二つのパッド片からなる陰唇間パッドであって、
前記パッド片は、長手方向に沿って横断方向中央部で互いに反転自在に接合されており、
前記二つ折り状の前記非肌当接面間が連結部材により連結され、前記肌当接面を表側にして折り返した状態で、前記連結部材と前記非肌当接面間に指挿入部が形成され、前記連結部材は、前記パッド片の前記横断方向中央部と自由端部間においてその一端部が前記非肌当接面に接合した吊り下げ部材及び該吊り下げ部材の他端部で吊下状に支持された弾性部材からなり、かつ前記吊り下げ部材は、前記表面シート肌当接面と裏面シート非肌当接面との反転を許容する長さを有することを特徴とする陰唇間パッド。

【請求項2】

表面シート、裏面シート及び両シート間に介在された吸収体を備え、
 前記表面シートの肌当接面と裏面シートの非肌当接面がその横断方向中央の両側部でそれぞれ表裏反転自在な断面二つ折り状に形状した二つのパッド片からなる陰唇間パッドであって、
前記パッド片は、長手方向に沿って横断方向中央の両側部で互いに反転自在に接合されており、前記二つ折り状の前記非肌当接面間が連結部材により連結され、前記肌当接面を表側にして折り返した状態で、前記連結部材と前記非肌当接面間に指挿入部が形成され、

10

20

前記連結部材は、前記パッド片の前記横断方向中央部と自由端部間においてその一端部が前記非肌当接面に接合した吊り下げ部材及び該吊り下げ部材の他端部で吊下状に支持された弾性部材からなり、かつ前記吊り下げ部材は、前記表面シート肌当接面と裏面シート非肌当接面との反転を許容する長さを有することを特徴とする陰唇間パッド。

【請求項 3】

請求項 2 に記載された陰唇間パッドであって、

前記肌当接面は、その長手方向に沿って横断方向中央部で前記吸収体に接合していることを特徴とする陰唇間パッド。

【請求項 4】

請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載された陰唇間パッドであって、

前記吊り下げ部材は非伸張性材料から形成されていることを特徴とする陰唇間パッド。

10

【請求項 5】

請求項 1 ないし 4 のいずれかに記載された陰唇間パッドであって、

前記弾性部材は、陰唇間パッドの長手方向長さの 50% 以上であることを特徴とする陰唇間パッド。

【請求項 6】

請求項 1 ないし 5 のいずれかに記載された陰唇間パッドであって、

前記吊り下げ部材は、二つ折り状の二つの非肌当接面側のほぼ中央に固定されていることを特徴とする陰唇間パッド。

20

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、位置ズレに伴う体液の漏れを防止するため、陰唇間に装着する陰唇間パッドに関するものである。

【背景技術】

【0002】

吸収体を備え体液を吸収する吸収性物品として女性用生理用品が広く用いられているが、生理用品は一般に下着やショーツなどに取り付けて用いるため、着用者の衣類に従って、動き、着用者の股間部との密着性が低下して、着用者と生理用品との間の隙間を伝って経血が漏れてしまうことがあった。

30

そこで、生理用ナプキンに補助具を用いて、身体との密着性を向上し、経血の漏れを防止するようにすることが行われているが、これらの補助具は、生理用ナプキンに接合して用いられることから、着用者の活動に応じて生理用ナプキンに位置ズレやヨレ等の変形が生じた場合には、補助具も一緒に位置ズレや変形を起こしてしまうことになる。

【0003】

そこで、女性の陰唇間に挟み込んで装着することで、身体との密着性を高め経血のモレを抑制するものとして陰唇間パッドが開発されている。

しかしながら、陰唇間パッドはそれを適切な場所に装着させることが困難であるため、陰部へ十分に密着させることが課題となる。

40

そこで、陰唇間パッドを肌当接側に湾曲させて、その裏側に指挿入用の空間、つまり指挿入用洞を設けたもの、例えば、陰唇間パッドの反身体側（非肌装着側）に指の腹が接するようにして指を挿入できる指挿入用洞内に、指の更なる挿入を妨げるストッパーを陰唇間パッドの装着操作に有効な位置に設けることにより、装着時に陰唇間パッドに挿入した指を前記ストッパーに突き当てることにより、陰唇間パッドに対する指の位置関係を安定させた状態で、陰唇間への装着をスムーズに行うことを可能とした陰唇間パッドが提案されている（特許文献 1 参照）。

【0004】

また、陰唇間パッドの非肌当接面側に指挿入用口及び指挿入用空間を形成するためのミニシート片を備え、その指挿入用口から指を挿入し、他方の手の指で陰唇を開きながら陰

50

唇内の適当な位置に装着し、かつ使用後に取り出すときも前記指挿入用口から指を挿入して取り出すことで、指を汚すことなく陰唇間パッドの取り替え等を可能にしたものも知られている（特許文献2参照）。

【0005】

しかしながら、特許文献1及び2に記載された陰唇間パッド（陰唇間吸収物品）は、いずれもパッドを陰唇間に挟み込んでいるだけであり、浅く装着された状態では誤って装着中に外れる虞がある。また、ショーツを外したときに一緒に落下する虞もある。さらに、使用後に廃棄するときその肌当接面が露出しているため、これが例えば手に触れると汚すなどの問題がある。

【0006】

【特許文献1】WO2002/094150号公報

【特許文献2】WO2002/094146号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0007】

本発明は、上記従来の補助パッド又は陰唇間パッドの問題に鑑みてなされたものであって、その目的は、陰唇間パッドを陰唇形状にフィットさせて経血などが陰唇間パッドから或いは併用する生理用ナプキン等の間から漏れることがないようにすると共に外れ難くし、使用前は肌当接面が露出せず従って衛生的に保存し、かつ使用後は手を汚さずに廃棄できるようにすることである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

請求項1の発明は、表面シート、裏面シート及び両シート間に介在された吸収体を備え、前記表面シートの肌当接面と裏面シートの非肌当接面がその横断方向中央部で表裏反転自在な断面二つ折り状に形状した二つのパッド片からなる陰唇間パッドであって、前記パッド片は、長手方向に沿って横断方向中央部で互いに反転自在に接合されており、前記二つ折り状の前記非肌当接面間が連結部材により連結され、前記肌当接面を表側にして折り返した状態で、前記連結部材と前記非肌当接面間に指挿入部が形成され、前記連結部材は、前記パッド片の前記横断方向中央部と自由端部間においてその一端部が前記非肌当接面に接合した吊り下げ部材及び該吊り下げ部材の他端部で吊下状に支持された弾性部材からなり、かつ前記吊り下げ部材は、前記表面シート肌当接面と裏面シート非肌当接面との反転を許容する長さを有することを特徴とする。

請求項2の発明は、表面シート、裏面シート及び両シート間に介在された吸収体を備え、前記表面シートの肌当接面と裏面シートの非肌当接面がその横断方向中央の両側部でそれぞれ表裏反転自在な断面二つ折り状に形状した二つのパッド片からなる陰唇間パッドであって、前記パッド片は、長手方向に沿って横断方向中央の両側部で互いに反転自在に接合されており、前記二つ折り状の前記非肌当接面間が連結部材により連結され、前記肌当接面を表側にして折り返した状態で、前記連結部材と前記非肌当接面間に指挿入部が形成され、前記連結部材は、前記パッド片の前記横断方向中央部と自由端部間においてその一端部が前記非肌当接面に接合した吊り下げ部材及び該吊り下げ部材の他端部で吊下状に支持された弾性部材からなり、かつ前記吊り下げ部材は、前記表面シート肌当接面と裏面シート非肌当接面との反転を許容する長さを有することを特徴とする。

【0009】

（作用）

本発明に係る陰唇間パッドは、その横断方向中央部又はその両側部で折り返し自在に二つ折りできるので、使用前は、その肌当接面同士が向かい合うように二つ折りしておき、使用時には、これを折り返して肌当接面を表側にするよう折り返し、さらに、使用後に廃棄する場合は、再び肌当接面同士が向かい合うように折り返す。

また、使用時には、パッド本体の非肌当接面つまり裏面シートと連結部材間に形成され

10

20

30

40

50

た離間部（指挿入部）に利き手の指を挿入し、他方手の指で陰唇を開き前記パッドを装着する。

陰唇間パッドは、連結部材部分が弾性を有するため、着圧により着用者の陰唇形状に応じて適宜変形し、その際、連結部材の圧縮応力により、パッド本体から陰唇側部に圧力が作用する。

つまり、パッド本体を陰唇間に装着した状態では、そのパッド本体は陰唇内部で外向きの力（応力）を発生して陰唇形状にフィットし、ショーツを外すときに、パッド本体と一緒に陰唇間から外れて落下するのを防止する。

【発明の効果】

【0010】

本発明によれば、使用前は肌当接面同士が向かい合うように二つ折りされているから露出せず、従って汚れが付き難く衛生的である。また、使用後は、肌当接面つまり使用面同士が向かい合うように二つ折りして廃棄することができる、とくに、吊り下げ部材で支持された弾性部材のサイズを比較的小さくできるので低コストで製造可能であり、かつ、陰唇間パッドの断面、山型形状の中に吊り下げ部材が存在するので、これが経血で汚れる可能性が低く、従って手を汚すことがない。

また、陰唇間パッドは弾性変形に対して圧縮応力を発生するから、装着した後は吸収体本体は陰唇の着圧に対応して陰唇に対して常に適度な応力を作用してフィットし外れ難くすることができる。また、浅い装着状態では、装着と同時に外れて着用者の手に戻るため、装着ミスを防ぐことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0011】

本発明を図面に示す実施形態に従って説明する。

図1Aは、本発明の第1の実施形態に係る陰唇間パッドの使用時における形状を模式的に示す斜視図であり、図1Bは図1AのX-X線に沿った断面図であり、かつ図1Cは、使用前・後における形状を示した側面図である。

【0012】

第1の実施形態に係る陰唇間パッド10は、図1A～図1Cに示すように、長手方向の接合部10aに沿って接合した左右のパッド片10b、10cから構成され、かつそれぞれのパッド片10b、10cは、使用時に肌当接面側となる液透過性の表面シート12と、肌当接面側と反対側つまり非肌当接面側の液不透過性の裏面シート13と、両シート間に配置された吸収体14とからなるパッド本体15からなり、かつ吸収体14を挟み込んだ状態で両シート12、13を例えばヒートシール、高周波シール、超音波シール等の周知の接合手段で接合されている。

【0013】

また、陰唇間パッド10は、図1Aに示すように、その接合部10a、つまり長手方向に沿ってその横断方向中央部の周りで、肌当接面（表面シート12）を表側にして折り返し自在に二つ折りされ、裏面シート13つまり非肌当接面間には連結部材16が取り付けられている。この連結部材16は、伸縮性を備えた例えばウレタン等の弾性材料でできた弾性部材16aと、その両端部に接合され他端部をそれぞれ非肌当接面に接合された二つの、例えば非伸張性のシートでできた吊り下げ部材16bとからなっている。

ここで、吊り下げ部材16bの非肌当接面と弾性部材16a間の長さは、前記パッド片10b、10cを接合部10aの周りで反転させたときに、前記弾性部材16aと相俟ってその反転を許容する長さ、つまり弾性部材16aが伸張しても、伸張性のない吊り下げ部材16bが突っ張って前記パッド片10b、10cの反転を妨げることがないような長さに設定されている。

【0014】

本実施形態に係る陰唇間パッドは、使用前の状態においては、図1Cに示すように非肌当接面を表側にして、つまり肌当接面同士が対向するように二つ折りして包装体に収納し

10

20

30

40

50

ておく。このように肌当接面同士を内側にして折り畳んでおくことにより、包装体（個装）から取り出した後も、反転するまでは肌当接面が直接露出することがないから汚れが付着し難く衛生的に取り扱うことができる。

【0015】

また、使用状態では、肌当接面が表側になるようにパッド片10b、10cを反転し、かつこのように肌当接面を表側にした状態では、パッド片10b、10cの端部即ち自由端は、圧縮弾性を備えた連結部材16の自由長さまで開く傾向が付与されると共に、二つ折りしたパッド本体15の裏面シート13と連結部材16との間には、断面略3角形の指挿入部20となる離間部分が形成される。

【0016】

陰唇間パッド10の装着は、前記指挿入部20に利き手の人差し指又は中指を挿入して前記パッド10を保持して、肌当接面である表面シート12側を上にしてそのまま陰唇間に装着する。装着後、前記連結部材16は、着圧による圧縮作用を受けるとこれに対抗して弾撥力を陰唇に作用するから、陰唇間パッド10は常に陰唇間にフィットし、経血等の漏れが生じることがなくまた外れることもない。

【0017】

また、使用後は、使用前と同様に各パッド片10b、10cを、表面シート12即ち肌当接面を内側にして逆に折り返すと、吊り下げ部材16b及び弾性部材16aは各パッド片10b、10cの反転に伴って、露出し、図1Cに示すように、弾性部材16aの収縮力により汚れた肌当接面を内側に、非肌当接面を外側にした状態に維持することができる。

このように、使用後の陰唇間パッド10は、その肌当接面が互いに対向する状態を維持し、外側は汚れていない非肌当接面が露出するから、この露出面を直接手で掴んで破棄処理することができ、手が汚れる虞はない。

【0018】

図2は、本発明の第2の実施形態に係る陰唇間パッドの側面図である。この実施形態では、肌当接面を表側にしたパッド片10b、10cの裏面シート13間に連結した連結部材16の吊り下げ部材16bを長くした結果、吊り下げ部材16bと共に弾性部材16aが、各パッド片10b、10cの下端よりも下側に露出した形状のものを示している。この場合も、作用等は第1の実施形態のものと基本的には変わらない。ただ、吊り下げ部材16bの前記長さが長すぎると、非肌当接面が表側になるように折り返したとき、非肌当接面の下端と弾性部材16aとの間に隙間が生じるので、隙間が生じない長さにするのが好ましい。

【0019】

以上の実施形態では、陰唇間パッド10は、その横断方向中央部の接合部10aの周りで回動自在な二つのパッド片10b、10cからなる構成を採っているが、これに限る必要はない。例えば、陰唇間パッド10を一体構成とし、表面シート12及び裏面シート13を伸縮性材料から構成し、かつパッド本体15の横断方向中央部で表面シート12（及び/又は裏面シート13）を吸収体14にその長手方向に沿って接合し、この接合線を中心にパッド本体15を山折り又は谷折り可能にしたものでもよい。

【0020】

図3はこの実施形態を示す。図3Aは、使用時つまり肌当接面を表側にした状態における陰唇間パッドの斜視図であり、図3Bは図3AのX-X線に沿った断面図である。

この実施形態では、図3Bに示すように表面シート12がパッド本体15の横断方向中央部で吸収体14に接合しており、かつ可撓性が増し、その接合部10a'に沿って折り曲げが容易に行えると共に、吸収体14との接合が横断方向両側縁部に加えて中央部でも行われているから、反転時に吸収体が所定位置に保持されてズレることがなく、吸収性も良好である。

【0021】

図4は、さらに別の実施形態を示す。図4Aは使用前・後つまり非肌当接面を表側にし

10

20

30

40

50

た状態を示す側面図であり、図4Bは使用時つまり肌当接面を表側にした状態を示す側面図である。

図4Aに示すように、使用前・後の状態では、肌当接面はその横断方向中央部を上凸状にすると共に、その中央部の両側部分の横断方向略中央部10d、10eを折り返して、その折り返し部分10d、10eで中央部の肌当接面と折り返した部分の肌当接面同士を対向させて露出しないようにしている。

本実施形態では、吊り下げ部材16bはそれぞれ非肌当接面の前記折り返し部分に取り付けられている。この構成では、非肌当接面を表側にした状態において、前記弾性部材16aと非肌当接面の下端との間には隙間ができていて、弾性部材16aは伸張状態にある。

10

【0022】

図4Bは、使用状態、即ち前記折り返し部分10d、10eを開いた状態を示す。この状態では肌当接面が表側に露出し、かつ非肌当接面と連結部材16間には装着のための指挿入部20が形成されるため、その指挿入部20に指を挿入して陰唇間に取り付ける。その他の作用等は既に説明した他の実施形態と同様で、陰唇間に装着した状態では連結部材16の圧縮応力を陰唇間に作用させてフィットさせることができる。

【0023】

吸収体14従ってパッド本体15は、平面視で縦長形状であるが、実質的に縦長形状であれば、長方形、長楕円形など自由である。また、パッド本体15は、以上の実施形態のように表面シートと裏面シートで吸収体を挟持して封止したもの以外に、例えば液透過性材料からなるカバーシートで吸収体を包み込むタイプ等、他の周知のタイプのものでよい。また、弾性部材16aもゴム部材或いは機械的バネなどであってもよい。

20

【0024】

ここで、陰唇間パッド10の圧縮応力は2～15cNが好ましく、2cNより低い圧縮応力ではフィット性が悪くなり、陰唇間から外れて落下してしまう。また、15cNより高い圧縮応力では装着中の違和感が発生してしまう。

【0025】

本実施形態の陰唇間パッド（吸収性物品）は、陰唇間にはさまれるとき、容易に変形し、違和感を感じさせないものでなければならない。即ち、陰唇間の空間形状に沿って容易に変形可能な柔らかさを持たねばならない。一方、使用中完全に押し潰されて脱落してはならない。即ち、変形に対する回復性を持たねばならない。

30

このため、加圧性評価と回復性評価を以下のように行った。

オリエンテック（株）製テンシロン試験器（RTC-1210）を加圧モードとし、測定部（ロードセル）にチャックを取り付け、測定をおこなった。チャックは、上下同じものを取り付け、陰唇間パッドの両端部（接合部を含む外方部）を挟んで固定し、計測を行う。この場合、なるべく計測に影響を与えないため、接合部より内方の陰唇間パッドは挟み込まない。

【0026】

（加圧性評価）

加圧性評価では、陰唇間パッドの潰れ易さを評価する。そのため、上記陰唇間パッドを挟んだ状態（従って、チャック間距離は、陰唇間パッドの大きさに合わせて適宜調節する）で、計測を開始し、圧縮応力500cN以上となるか上下チャック間の距離が5mmとなった時点で計測を終了する。圧縮速度は50mm/分で測定を行う。

40

好ましい陰唇間パッドは、チャック間の距離が5mmにおいて圧縮応力が500cN未満であり、上下チャック間の距離が10mmのときの圧縮応力が20cN未満であることが好ましく、2～15cNがより好ましく、5～10cNが特に好ましく、装着時の違和感を感じさせない。

【0027】

50

(回復評価)

回復評価では、陰唇間パッドの圧縮後の回復性を評価する。そのため、回復評価における上下チャック間の距離が5mmの圧縮状態で、陰唇間パッドを20分保持する。20分後上昇速度50mm/分で上側チャックを上昇させ、圧縮応力が1cNとなる距離H1をチャートから読み取る。これを用いて回復比を次の様に計算する。回復比 = $H1 (mm) / 5 (mm) \times 100\%$ 、この回復比は、20%~90%が好ましく、40~70%であることが更に好ましく、使用後に吸収性物品の脱落が起こり難く、前記回復比であれば、指挿入部(中空部)20が部分的に回復しているため、廃棄時に指を挿入する点からも好ましい。

【0028】

以上で説明した陰唇間パッド10を装着するには、陰唇間パッド10の指挿入部20に利き手の人差し指を挿入し、他方の手の指で陰唇を開き表面シートを陰唇内に装着する。装着後は、前記連結部材16の作用により陰唇間パッド10の装着中の形状が安定し、かつ着用者の様々に動きに対しても緩衝効果がある。しかもフィット性も向上することで、外れる虞がない。

【0029】

以上の各部材を構成する材料としては当該技術分野において通常用いられているものをそのまま用いることができる。即ち、本実施例の陰唇間パッド10に用いる表面シート12、裏面シート13及び吸収体14の材料は、特に制限されず、例えば、通常の生理用ナプキンや陰唇間パッドに用いられるものが用いられる。

例えば表面シート12としては、親水性且つ液透過性不織布や、開孔フィルムを用いることができる。裏面シート13としては液不透過性のフィルム等を用いることができる。

【0030】

上記裏面シート13の材料としては、ポリオレフィン、オレフィンとアクリル酸エステル、酢酸ビニル等の他のビニルモノマーとの共重合体、ポリエステル、ポリアミド又はポリマーブレンド系等の疎水性熱可塑性樹脂等が挙げられ、これらのうちでも、風合い、取り扱いの面からポリオレフィンもしくはオレフィンと他のビニルモノマーとの共重合体、またはポリマーブレンド系の疎水性熱可塑性樹脂が好ましく、単独若しくは混合物として用いることができる。そして、疎水性熱可塑性樹脂を成形して、シートにする等して得られるフィルムを裏面シート13として用いることができる。更に、前記疎水性熱可塑性樹脂には、TiO₂やタルク等の無機フィラーを内添し、得られるフィルムのカバーリング性や表面べたつきを抑えるのが好ましい。また、上記シートを2つ以上用いて形成した積層シートからなるフィルムは、本発明における上記裏面シート13として、特に好ましく用いることができる。

【0031】

表面シート12は、上記裏面シート13の材料と同様のものを用いることができるが、直接に着用者の肌に接するものであるため、柔軟で着用感を阻害しない液透過性のある周知の材料を使用する。例えば、繊維シート、開孔繊維シート、開孔フォームフィルム、スルー不織布、ポイントボンド不織布、スパンレース不織布、メルトブロン不織布等を使用することができる。繊維材料としては、セルロース繊維、レーヨン、アセテート、また、天然セルロース繊維を使用することができる。

【0032】

吸収体は、液透過性材料と同様に、陰唇部分又は陰唇付近に当たるため柔軟な周知の材料、例えば、パルプ、レーヨン、コットン等の親水性繊維の積層体や、これに高吸収性ポリマーの粒子を分散混合したものなど公知のものを特に制限無く用いることができる。

材料例としては、解繊パルプを主材とし、高分子吸水ポリマーを併用したものが好ましく、そのほか熱可塑性樹脂、セルロース繊維、高分子吸水ポリマーの混合物に熱処理したものなどが好ましい。高分子吸水ポリマーは、パルプと混合したものであってもよく、デンプン-アクリル酸(塩)グラフト共重合体、デンプン-アクリロニトリル共重合体のケン化物、ナトリウムカルボキシメチルセルロースの架橋物、アクリル酸(塩)重合体など

10

20

30

40

50

が好ましい。

【0033】

更に他の吸収体の材料としては、ティッシュ、親水性処理を施した発泡シート、親水性処理を施したメルトブロン不織布、親水性繊維を主体とした繊維ウェブ、繊維ウェブをシート化することにより得られるспанレース不織布、サーマルボンド不織布等の不織布材料から選ばれるシート若しくは粉碎状物、エアレイドバルブ不織布などが挙げられる。

【図面の簡単な説明】

【0034】

【図1】図1Aは、本発明の第1の実施形態に係る陰唇間パッドの使用時における形状を模式的に示す斜視図であり、図1Bは図1AのX-X線に沿った断面図であり、かつ図1Cは、使用前・後における断面形状を模式的に示した側面図である。

10

【図2】図2は、本発明の第2の実施形態に係る陰唇間パッドの側面図である。

【図3】図3Aは肌当接面を表側にした状態における他の実施形態の斜視図であり、図3Bは図3AのX-X線に沿った断面図である。

【図4】図4Aは使用前・後つまり非肌当接面を表側にした状態のさらに別の実施形態の側面図であり、図4Bは使用時つまり肌当接面を表側にした状態を示す側面図である。

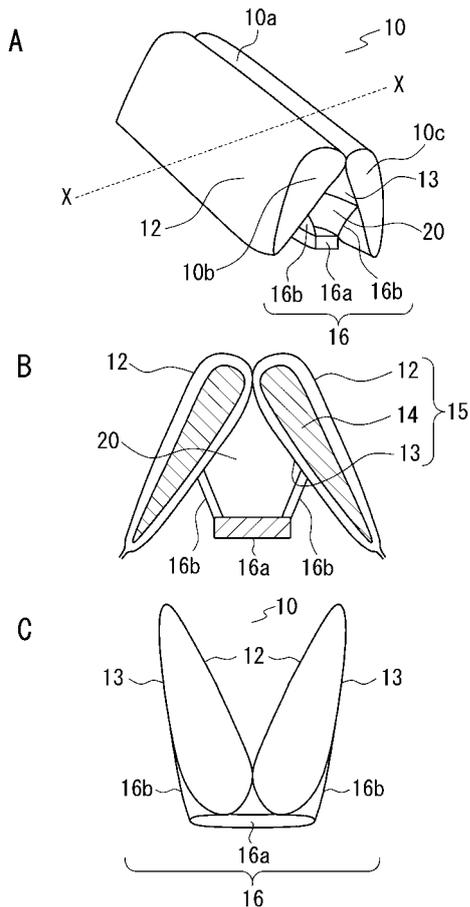
【符号の説明】

【0035】

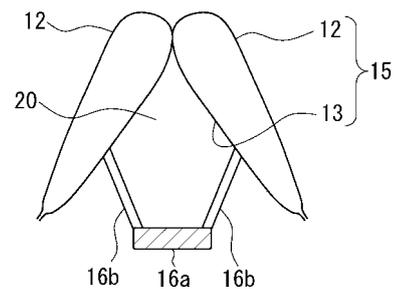
10・・・陰唇間パッド、12・・・表面シート（肌当接面）、13・・・裏面シート（非肌当接面）、14・・・吸収体、15・・・パッド本体、16・・・連結部材。

20

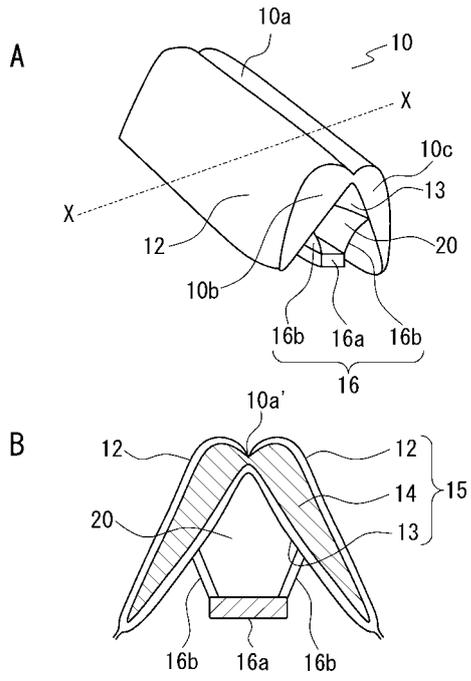
【図1】



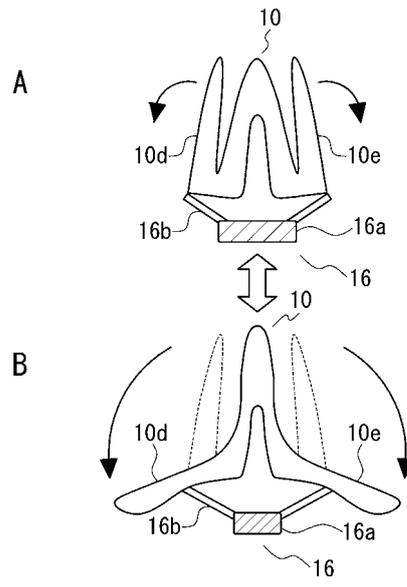
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

- (72)発明者 店網 俊安
栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株式会社研究所内
- (72)発明者 長原 進介
栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株式会社研究所内

審査官 中尾 奈穂子

- (56)参考文献 国際公開第2005/055904(WO, A1)
国際公開第02/094158(WO, A1)
特表2001-507597(JP, A)
特開2007-111193(JP, A)
特開2007-111192(JP, A)
特開平11-099171(JP, A)
国際公開第2005/055903(WO, A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)
A61F 13/15 - 13/84